

人権施策の推進に係る県民意見募集（パブリックコメント）

和歌山県では、基本的人権、特に幸福追求権を尊重することが重要であると考えております。人権施策を一層推進していくため、人権に関わる県条例の制定・改正等を行うにあたり、下記のとおり県民の皆さまの意見を募集します。

① 障害者差別解消条例（仮称）（案）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に規定されている障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供を義務付けることに加え、紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制を整備します。

② 部落差別の解消の推進に関する条例の一部改正（案）

結婚及び就職に際しての身元調査又は不動産の取引に関連した調査に係る部落差別を行った県内事業者が、県からの必要な説示等に従わず、さらに県から勧告を受けても従わない場合には、その旨を公表することができるよう明記します。

③ パートナーシップ宣誓制度（案）

一方又は双方が性的少数者である二人が「パートナーシップ関係にある」と宣誓したことを証する受領証を県が交付します。ただし、法的な効力はありません。

1 閲覧及び意見の募集期間 令和5年9月1日（金）～令和5年9月30日（土）

2 閲覧方法 ※ 詳細は別紙をご覧ください。

(1) ホームページ 和歌山県ホームページから閲覧・ダウンロードできます。

(2) 県の機関への備え付け

和歌山県情報公開コーナー（県庁本館2階）、各担当課 など

3 意見の提出方法及び提出先 ※ 詳細は別紙をご覧ください。

様式は任意ですが、住所、氏名、電話番号、御意見を記入のうえ、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で、担当課まで提出してください。（口頭及び電話での受付は行っておりません。）

問い合わせ先

① に関する事 担当：障害福祉課 辻岡，松本 電話：073-441-2530

② に関する事 担当：人権政策課 清水 電話：073-441-2560

③ に関する事 担当：青少年・男女共同参画課 上田，三浦 電話：073-441-2510

全般に関する事 担当：人権施策推進課 川橋 電話：073-441-2566

※ 別紙

●閲覧方法

(1) ホームページ 和歌山県ホームページから閲覧・ダウンロードできます。

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/000200/ikenbosyu_index.html

(2) 県の機関への備え付け

和歌山県情報公開コーナー（県庁本館2階）、各担当課に加え、

① については、各振興局健康福祉部総務福祉課、東牟婁振興局健康福祉部串本支所地域福祉課、

② については、各振興局地域振興部総務県民課、

③ については、各振興局地域振興部総務県民課、県男女共同参画センター（和歌山ビッグ愛9階）

でも閲覧できます。

●意見の提出方法及び提出先

様式は任意ですが、住所、氏名、電話番号、御意見を記入のうえ、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で、担当課まで提出してください。（口頭及び電話での受付は行っておりません。）

なお、団体にあつては、名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号、御意見を記入してください。

提出先

①	郵送：〒640-8585（住所記載不要）県庁 障害福祉課あて FAX：073-432-5567 電子メール：e0404001@pref.wakayama.lg.jp 件名に「障害者差別解消条例（仮称）に対する意見」と明記してください。
②	郵送：〒640-8585（住所記載不要）県庁 人権政策課あて FAX：073-433-4540 電子メール：e0214001@pref.wakayama.lg.jp 件名に「部落差別解消推進条例の一部改正に対する意見」と明記してください。
③	郵送：〒640-8585（住所記載不要）県庁 青少年・男女共同参画課あて FAX：073-441-2501 電子メール：e0314001@pref.wakayama.lg.jp 件名に「パートナーシップ宣誓制度に対する意見」と明記してください。